

ハローワーク

# しんしろ

## 令和2年度 業務概要

### 管内概況

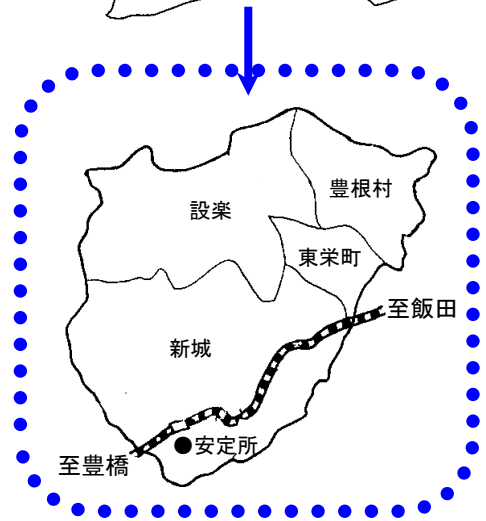
愛知県の東北端に位置する新城市及び北設楽郡の1市2町1村を管轄地域とし、面積は愛知県の5分の1を有しているものの、その多くが山間林野にあるため少子高齢化、過疎化が進んでおり、人口は県下の約130分の1となっている。

自然環境は赤石、木曾山系に連なる茶臼山、段戸山、明神山などの1,000m級の山々を有する山間林野が大部分となっており、これら豊かな自然の下、「天竜奥三河国定公園」、「愛知高原国定公園」があり、県下唯一のスキー場であり、最近では芝桜でも話題の「茶臼山高原スキー場」やキャンプ場、バンガロー村、ゴルフ場、温泉などの各種レジャー・観光施設が整備されている。

また、歴史上有名な「長篠」、「設楽原」の古戦場、国の重要無形文化財に指定されている「花祭り」、「田峯田楽」など各地に史跡や伝統的な文化が多く残っている。ほかには、桜の名所である「桜淵公園」や、東照宮・仏法僧（コノハズク）の生息地として有名な「鳳来寺山」などの景勝地もあり、詩情豊かな奥三河の観光スポットとして四季を通じ多くの人々が訪れている。

管内の産業はこれらの地域的環境から、かつては農業、林業、建設業、木材・木製品製造が中心であったが、昭和35年以降の工業団地の造成により、電気・金属・機械・ゴムなど多くの企業が進出し、東三河内陸工業地域の重要な一翼を担っている。さらに現在も工業団地の造成が進められており、企業誘致への取り組みも活発に行われている。

交通アクセスについては、工業製品出荷等のため東名高速道路方面には一定の整備が図られていたが、さらに「新東名高速道路」が平成24年に開通したことにより、生活道路の確保、山間部の地域振興、都市部との交流の利便が図られ、平成27年に開設された道の駅「もっくる新城」に続き、令和3年5月には道の駅「したら」がオープン予定であり、観光を含めた地域産業の活性化が期待されている。今後は、一部開通した長野県南部と静岡県西部を結ぶ「三遠南信自動車道」の早期全通が期待されている。



市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (戸)
新城市	499.23	44,937	17,631
北設楽郡	設楽町	273.94	4,583
	東栄町	123.38	2,990
	豊根村	155.88	1,047
計	1,052.43	53,557	21,631

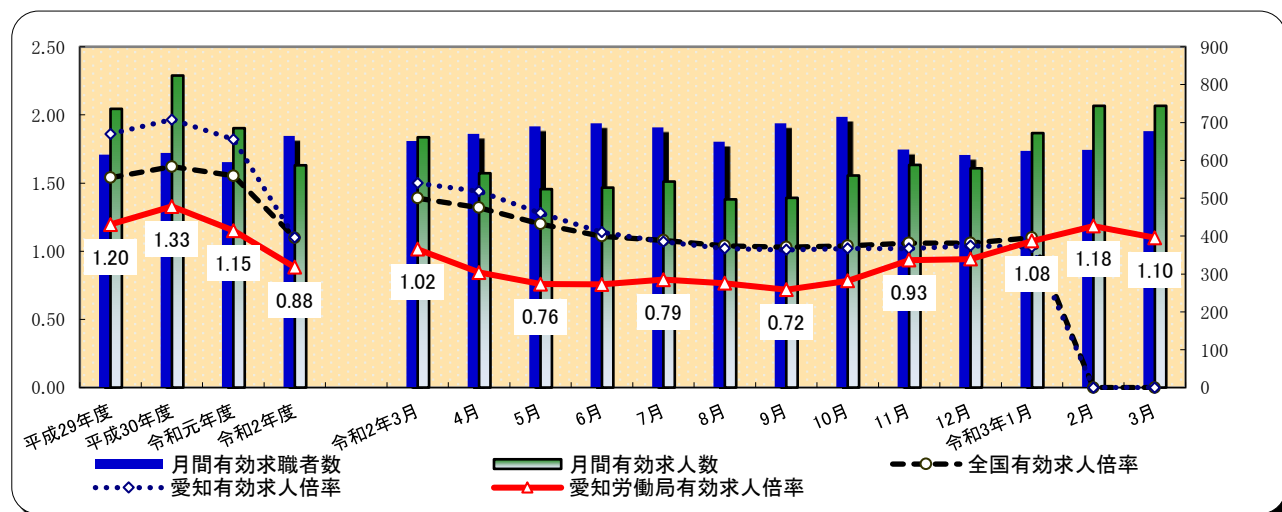
※令和3年4月1日現在

項目	年月	令和2年度	令和元年度	平成30年度	対前年度増減差	対前々年度増減差
新規求人倍率		1.42	1.63	1.76	▲ 0.21	▲ 0.34
有効求人倍率		0.88	1.15	1.33	▲ 0.27	▲ 0.45
正社員有効求人倍率		0.75	1.03	1.18	▲ 0.28	▲ 0.43

(注)正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム(一般)有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

窓口の動き

- 求人関係** 新規求人数は2,616人で、前年度3,000人に比べて12.8%減少し、前々年度3,537人に比べて26.0%減少した  
月間有効求人数は587人で、前年度685人に比べて14.3%減少し、前々年度824人に比べて28.8%減少した
- 求職関係** 新規求職者数は1,839人で、前年度1,837人に比べて0.1%増加し、前々年度2,009人に比べて8.5%減少した  
月間有効求職者数は665人で、前年度595人に比べて11.8%増加し、前々年度620人に比べて7.3%増加した。



(注)全国及び愛知の各月有効求人倍率は季節調整値である。なお、安定所の数値は季節調整を行っていないため全て原数値である。

一般職業紹介状況

項目	年月	令和2年度			令和元年度	平成30年度	対前年度増減率	対前々年度増減率
		計	男	女	計	計		
求職	新規求職申込件数	1,839	831	1,008	1,837	2,009	0.1	▲ 8.5
	うち中高年齢者	1,101	568	533	1,021	1,039	7.8	6.0
	うち雇用保険受給者	444	195	249	419	439	6.0	1.1
	月間有効求職者数(月平均)	665	318	346	595	620	11.8	7.3
	うち中高年齢者	404	210	194	321	327	25.9	23.5
紹介	うち雇用保険受給者	246	102	144	201	217	22.4	13.4
	紹介件数	1,878	827	1,051	2,095	2,232	▲ 10.4	▲ 15.9
	うち中高年齢者	972	464	508	1,065	1,161	▲ 8.7	▲ 16.3
就職	うち雇用保険受給者	464	227	237	609	508	▲ 23.8	▲ 8.7
	就職件数	680	296	384	775	824	▲ 12.3	▲ 17.5
	うち中高年齢者	379	184	195	419	401	▲ 9.5	▲ 5.5
	うち雇用保険受給者	192	94	98	209	182	▲ 8.1	5.5
求人	就職率	37.0	35.6	38.1	42.2	41.0	▲ 5.2	▲ 4.0
	新規求人数	2,616	※	※	3,000	3,537	▲ 12.8	▲ 26.0
充足	うち常用	2,543	※	※	2,852	3,387	▲ 10.8	▲ 24.9
	月間有効求人数(月平均)	587	※	※	685	824	▲ 14.3	▲ 28.8
	うち常用	572	※	※	650	789	▲ 12.0	▲ 27.5
充足	充足数	543	※	※	612	638	▲ 11.3	▲ 14.9
	うち県外から	12	※	※	13	20	▲ 7.7	▲ 40.0
	充足率	20.8	※	※	20.4	18.0	0.4	2.8

(注) 1)新規学卒者を除き、パートタイムを含む。 2)各欄の数値は、記載のない限り原数値である。  
3)数値の単位は、特に表示がない限り、件、人、%又はポイント。 4)▲印は、減少率(差)である。  
5)平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意になったことに伴い、男女別の合計は男女計の値と必ずしも一致しない。  
6)中高年齢者とは、45歳以上の者。 7)常用とは、雇用期間の定めのない仕事、又は4か月以上の雇用期間が定められている仕事を指す。

パートタイム職業紹介状況(令和2年度計)

新城公共職業安定所

年 月	令和2年度		令和元年度	平成30年度	対前年度 増減率	対前々年度 増減率
	計	女	計	計		
新規求職申込件数	827	553	859	930	▲ 3.7	▲ 11.1
月間有効求職者数(月平均)	303	199	283	288	7.1	5.2
就職件数	369	254	401	408	▲ 8.0	▲ 9.6
新規求人数	1,115	※	1,311	1,435	▲ 15.0	▲ 22.3
月間有効求人数(月平均)	246	※	285	322	▲ 13.7	▲ 23.6

障害者の職業紹介状況(令和2年度計)

項 目	計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他障害者
			重度		重度		
新規求職申込件数	97	30	10	10	2	48	9
有効求職者数(月平均)	123	44	17	12	1	49	18
就職件数	41	8	3	5	0	23	5

新規求人の主要産業別状況(令和2年度計)

産 業	新規求人				対前年度増減率			
	全数	一般		パート	全数	一般		パート
			うち常用				うち常用	
建設業	441	422	422	19	31.6	31.1	31.1	46.2
製造業	381	289	257	92	▲ 43.9	▲ 40.0	▲ 40.9	▲ 53.3
食料品製造業	8	2	2	6	▲ 77.1	▲ 83.3	▲ 83.3	▲ 73.9
繊維工業	—	—	—	—	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 100.0	—
木材・木製品製造業	22	16	16	6	175.0	220.0	220.0	100.0
印刷・同関連業	6	6	6	—	▲ 33.3	0.0	0.0	▲ 100.0
プラスチック製品製造業	8	2	2	6	▲ 90.2	▲ 94.9	▲ 94.9	▲ 86.0
窯業・土石製品製造業	20	16	16	4	▲ 45.9	▲ 44.8	▲ 40.7	▲ 50.0
鉄鋼業	5	5	5	—	▲ 16.7	66.7	66.7	▲ 100.0
金属製品製造業	26	22	22	4	8.3	▲ 8.3	▲ 8.3	—
はん用機械器具製造業	36	27	27	9	▲ 26.5	▲ 35.7	▲ 35.7	28.6
電気機械器具製造業	59	42	24	17	118.5	82.6	100.0	325.0
情報通信機械器具製造業	3	3	3	—	▲ 92.1	▲ 92.1	▲ 92.1	—
輸送用機械器具製造業	54	39	39	15	▲ 37.9	▲ 32.8	▲ 32.8	▲ 48.3
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	123	106	106	17	▲ 2.4	▲ 0.9	▲ 0.9	▲ 10.5
卸売業, 小売業	161	47	47	114	▲ 28.4	▲ 29.9	▲ 29.9	▲ 27.8
金融業, 保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業, 飲食サービス業	225	14	14	211	▲ 3.8	▲ 54.8	▲ 54.8	3.9
医療, 福祉	747	385	382	362	▲ 1.2	▲ 6.1	▲ 6.6	4.6
社会保険・社会福祉・介護事業	537	268	267	269	3.5	▲ 3.2	▲ 3.6	11.2
サービス業(他に分類されないもの)	146	101	92	45	15.0	40.3	39.4	▲ 18.2
計	2,616	1,501	1,456	1,115	▲ 12.8	▲ 11.1	▲ 10.7	▲ 15.0

(注)・主要産業であるため、全産業計とは一致しない。一般には臨時・季節を含む。  
 ・新産業分類(平成19年11月改定「日本標準産業分類」)に基づく区分により表章したもの。

雇用保険取扱状況

新城公共職業安定所

項目		年度		令和2年度	令和元年度	平成30年度	対前年度 増減率	対前々年度 増減率		
		令和2年度	令和元年度							
適	3月末現在適用事業所数 (所)			777	771	770	0.8	0.9		
	資格取得者数			1,217	1,516	1,573	▲ 19.7	▲ 22.6		
	資格喪失者数			1,419	1,466	1,469	▲ 3.2	▲ 3.4		
	離職票交付枚数 (枚)			917	936	1,004	▲ 2.0	▲ 8.7		
	うち短期特例者			—	—	—	—	—		
	3月末現在被保険者数			11,340	11,554	11,368	▲ 1.9	▲ 0.2		
	用	雇用継続給付	高年齢	基本給付	受給者実人員	1,881	1,971	1,970	▲ 4.6	▲ 4.5
				支給金額	45,145,548	45,999,172	45,223,838	▲ 1.9	▲ 0.2	
			再就職	受給者実人員	—	—	—	—	—	
				支給金額	—	—	—	—	—	
育児休業		基本給付	受給者実人員	483	519	429	▲ 6.9	12.6		
		支給金額	57,081,695	55,321,044	49,671,052	3.2	14.9			
介護休業給付		受給者数	5	4	6	25.0	▲ 16.7			
		支給金額	1,895,443	542,453	1,707,091	249.4	11.0			
給付	基本手当 当基本分	一般求職者給付	受給資格決定件数	468	450	461	4.0	1.5		
			初回受給者数	389	315	329	23.5	18.2		
			受給者実人員	135	107	116	26.2	16.4		
			支給金額	201,472,484	152,388,957	165,668,958	32.2	21.6		
	高年齢求職者給付	受給者数	212	187	163	13.4	30.1			
		支給金額	47,157,549	42,193,383	37,047,440	11.8	27.3			
	教育訓練給付	一般教育訓練給付	受給者数	51	41	46	24.4	10.9		
			支給金額	1,307,443	1,229,740	1,306,372	6.3	0.1		
		専門実践教育訓練給付	受給者数	18	10	6	80.0	200.0		
			支給金額	1,740,322	1,085,250	390,790	60.4	345.3		
	就職促進給付	常用就職支度手当	受給者数	—	—	—	—	—		
			支給金額	1,881	1,161	—	62.0	—		
		再就職手当	受給者数	146	173	156	▲ 15.6	▲ 6.4		
			支給金額	65,909,641	69,445,517	59,394,535	▲ 5.1	11.0		
		就業促進定着手当	受給者数	48	49	40	▲ 2.0	20.0		
			支給金額	8,951,490	8,615,110	7,709,873	3.9	16.1		
就業手当		受給者実人員	1	—	—	—	—			
		支給金額	298,494	4,278	92,588	6877.4	222.4			

各種助成金

項目	年月	令和2年度累計		令和元年度累計	
		件数	支給額	件数	支給額
特定求職者雇用開発助成金		62	18,291,232	57	16,516,665
雇用調整助成金(休業)		682	883,034,457	22	16,193,173

～ハローワークからのお知らせ～

「改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました！」

「高年齢者雇用安定法」は、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。  
 これまでの「65歳までの雇用確保」(義務)に「70歳までの就業確保」(努力義務)が事業主に求められます。詳しくは右記の厚生労働省HPをご覧ください。

